



2017年4月27日

各 位

会社名 味の素株式会社  
代表者名 取締役社長 西井孝明  
(コード番号 2802 東証第一部)  
問合せ先 グローバル人事部長 吉宮由真  
(TEL. 03-5250-8171)

### 役員等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年4月27日開催の取締役会において、「2017-2019 (for 2020)中期経営計画」の達成に向けて、社外取締役を除く取締役ならびに執行役員および理事（一定の場合の国内非居住者を除く。以下、合わせて「役員等」という）に対して、従来から導入していた金銭による「月額報酬」および「短期業績連動報酬」に加えて、新たに信託を用いた「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という）を導入することを決議しました。

これにより、当社は、2017年6月27日開催予定の第139回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に本制度の導入に関する議案を付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的

(1) 当社は、「2017-2019 (for 2020)中期経営計画」の達成に向けて、また、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、役員等に対して、本制度を導入します。

本制度の導入により、役員等の報酬制度は、「月額報酬」、「短期業績連動報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬は、従来どおり「月額報酬」のみとなります。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において、役員等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の承認決議を得ることを条件とします。

##### 2. 本制度の内容

###### (1) 本制度の概要

本制度は、2017年4月1日から開始する連続する3事業年度を評価対象期間（以下「対象期間」という）として、当社が委託者として設定する株式交付信託（以下「信託」という）が、当社が拠出した金銭で当社株式を取得し、対象期間終了後、役員等に対して、役位および中期経営計画の目標達成度に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）を交付または給付（以下「交付等」という）する制度です。

※下記(4)に定めるとおり、当初信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、上記対象期間終了後に開始する連続する3事業年度を対象期間として、読み替えることとなります。

本制度の対象者 (役員等の定義)	対象期間中に当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員または理事であること（対象期間を通じて国内非居住者である者および2017年6月30日までに退任する者を除く）	
対象期間	当初の対象期間は、2017年4月1日から2020年3月31日までの中期経営計画期間の3年間。以後、新たな中期経営計画期間を対象期間として本制度を継続することができるものとします。以後同様とします。	
業績連動の内容	ア. 評価指標（連結ベース） (i) 対象期間の最終年度における事業利益額 （当初の対象期間の最終年度(2020年3月期)の目標 1,240億円） (ii) 対象期間の最終年度における総資産事業利益率(ROA) （当初の対象期間の最終年度(2020年3月期)の目標 8.8%）	
	イ. 業績連動報酬の変動範囲 標準達成水準を100%として、0%から170%の範囲（6段階）で変動	
当社が信託に拠出する金銭の上限	対象期間に対して22億円	
信託が取得し、交付等の対象となる当社株式数の上限	対象期間に対して110万株 （発行済株式総数に対する割合 約0.19%）	
信託による当社株式の取得方法	株式市場から取得	
役員等への 当社株式等の 交付等の時期 および内容	ア. 時期	原則として3年間の対象期間終了後の一定の日
	イ. 内容	当社株式の交付および当社株式の換価金相当額の金銭の給付

## (2) 本制度の導入手続

当社は、本株主総会において、信託への拠出金額の上限および取得株式数（下記（7）に定める）の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。

なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）に定める）は、当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

## (3) 本制度の対象者（受益者要件）

役員等は、対象期間終了後の一定の日において、以下の受益者要件を充足していることを条件に、役位別の中期業績評価指数（下記（5）に定める）に対応する数の当社株式等について、信託から交付等を受けるものとします。（※1）（※2）（※3）

- ① 対象期間中に役員等であり、かつ、対象期間後最初に到来する定時株主総会終結の時まで役員等として在任していること（2017年6月30日までに退任する者を除く）
- ② 国内居住者であること
- ③ 当社の意思に反して自己都合により退任した者および、在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規定等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

- ※1 対象期間中に新たに役員等になった場合においては、役員等の在任期間に応じて月割り計算（※4）して当社株式等の交付等を行うものとします。
- ※2 対象期間中に昇任等により役位の異動が生じた場合は、異動前後の役位の在任期間に応じて中期業績評価指数を按分計算して当社株式等の交付等を行うものとします。
- ※3 役員等が途中で退任する場合（当社の意思に反して自己都合により退任する場合を除く）、死亡の場合および国内非居住者となる場合（以下、当該役員等を「退職者等」という）においては、在任期間に応じて月割り計算して当社株式等の交付等を行うものとします。なお、死亡の場合および国内非居住者となる場合は、在任期間に応じて月割り計算により算出した数の当社株式について換価処分金相当額の金銭の給付を行うものとします。
- ※4 在任期間に応じた月割り計算にかかる分母たる計算期間は、対象期間開始後最初に到来する定時株主総会の開催日の属する月の翌月から起算し、対象期間終了後、最初に到来する定時株主総会の開催日の属する月までの36か月間とします。

#### （4）信託期間

2017年8月（予定）から2020年8月（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、当社は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託をさらに3年間延長することができます。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認を得た信託金上限の範囲内で、信託に対して役員等に対する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行うことができ、信託は、引き続き延長された信託期間中、役員等に対する当社株式等の交付等を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

#### （5）役員等に交付等が行われる当社株式等の数

役員等に交付等が行われる当社株式等の対象となる当社株式の数は、対象期間終了後に確定する最終評価ランクにより、役位別の中期業績評価指数（※1）に基づき確定される中期業績連動報酬額を、信託が取得した当社株式の平均取得単価で除して得られた数とします。ただし、100株未満は切り捨てます。

なお、信託期間中に信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、分割比率等に基づき交付等する当社株式等の数を調整するものとします。

- ※1 中期業績評価指数は、評価指標である対象期間の最終年度の事業利益額（※2）および総資産事業利益率（※3）（いずれも連結ベース）の目標達成度の組み合わせに応じて、役位別に6段階で設定します。当社株式等の交付等の対象となる当社株式の数は以下の算定式に基づき、役位別に算定されます。なお、退職者等に

対する交付等の対象となる当社株式の数は、退職者等に適用される評価ランクに基づき中期業績評価指数を在任期間に応じて月割り計算して算定されます。

当社株式等の交付等の対象となる当社株式の数

$$= (\text{役位別の中期業績評価指数}) \times (\text{指数 } 100 \text{ につき } 10,000 \text{ 千円}) \div (\text{信託内の当社株式の平均取得単価}) (100 \text{ 株未満切り捨て})$$

※2 事業利益 (連結ベース)

$$= \text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費} \cdot \text{研究開発費及び一般管理費} + \text{持分法による損益}$$

=1,240 億円 (中期経営計画に基づく 2020 年 3 月期目標値)

※3 総資産事業利益率 (ROA) (連結ベース)

$$= \text{事業利益} \div \text{連結総資産} = 8.8\% (\text{中期経営計画に基づく } 2020 \text{ 年 } 3 \text{ 月期目標値})$$

(6) 役員等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した役員等に対して、中期経営計画の最終事業年度終了直後の 7 月以降に、役位別の中期業績評価指数等に基づき当社株式等の交付等を行います。なお、信託契約の定めに従い、当社株式等の交付等の対象となる当社株式の数の 50% に相当する当社株式 (100 株未満は換価処分の対象) が交付され、残り 50% の当社株式については信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。なお、役員等が途中で退任する場合、死亡した場合および国内非居住者となった場合については、上記 (3) ※3 をご参照下さい。

(7) 当社が信託に拠出する金銭の上限額および信託から交付等が行われる当社株式 (換価処分の対象となる株式数を含む) の上限株数

当社が信託へ拠出する金銭の合計額の上限は 22 億円 (※1) とします。また信託において、上記 (6) により役員等に交付等される当社株式 (換価処分の対象となる株式数を含む) の総数は、110 万株を上限とします。この株数は、上記の拠出金の上限額を踏まえて、現時点の当社株式の株価等を参考に設定しています。

※1 信託への拠出金の上限金額は、第 139 回定時株主総会終了後の役員等の人数および 2 年後の役員等の改選を考慮し、最高評価の最終評価ランク (標準達成水準を 100% として、170% に相当) の中期業績連動報酬額に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

(8) 信託による当社株式の取得方法

信託による当社株式の取得は、上記 (7) の信託への拠出金および交付等の対象となる株式数の上限の範囲内で、株式市場から取得するものとします。

(9) 信託内の当社株式にかかる議決権行使

信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託は、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

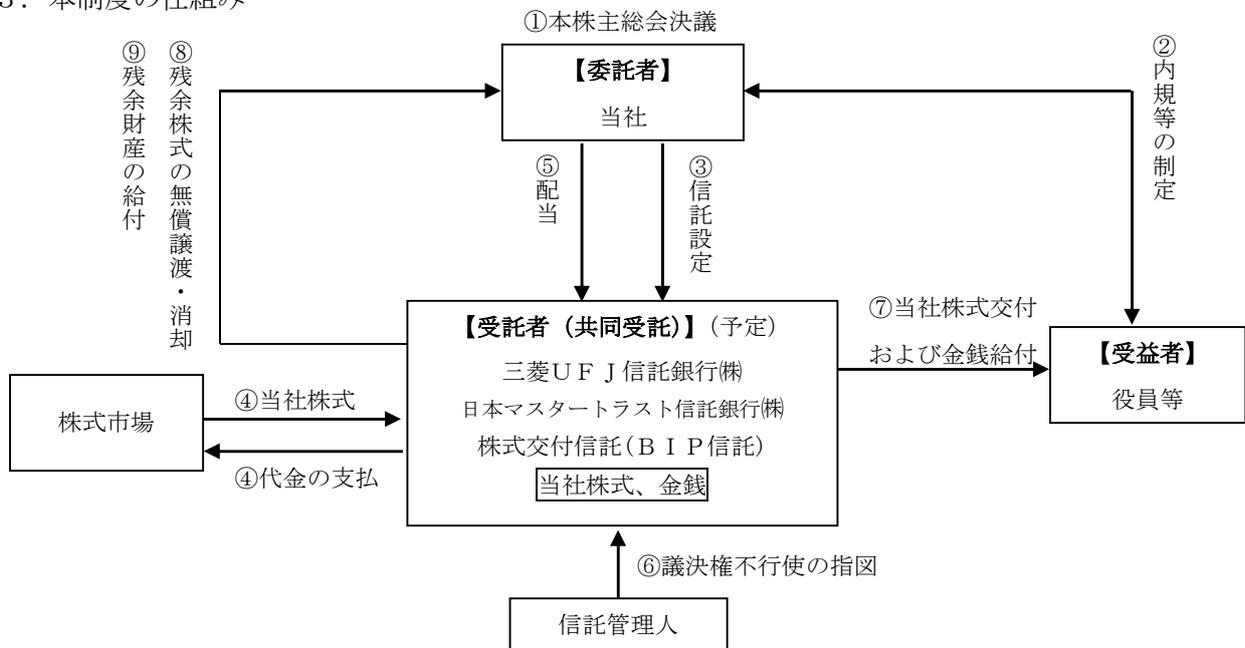
信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、信託が受領し、信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

中期経営計画の目標未達成等により、信託期間の満了時に信託財産たる残余株式が生じる場合において、当社は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託を継続利用することができます。信託期間満了により信託を終了させる場合には、株主還元策として、信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間満了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。信託費用準備金の範囲を超過する部分については、当社および役員等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員等報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において本制度に基づく役員等報酬に係る内規等を制定します。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議に基づき受益者要件を満たす役員等を受益者とする信託を設定し、同決議の範囲内で信託に対し金銭を拠出します。
- ④ 信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 信託内の当社株式については、信託は、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 受益者要件を満たす役員等は、対象期間（2（1）参照）終了後に、内規等に従い役位や中期経営計画の目標達成度等に基づき当社株式等の交付等を受けます。役員等が途中で退任する場合、死亡の場合および国内非居住者となる場合については、上記2（3）※3をご参照下さい。

- ⑧ 中期経営計画の目標未達成等により、信託期間の満了時に信託財産たる残余株式が生じた場合、当社は、信託契約の変更および信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として信託を継続利用するか、または、信託を終了させ、株主への還元策として、信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および役員等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する役員等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託することができます。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |                |   |
|----------------|---|
| ① 信託の種類        | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                   |
| ② 信託の目的        | 役員等に対するインセンティブの付与   |
| ③ 委託者          | 当社  |
| ④ 受託者          | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））         |
| ⑤ 受益者          | 役員等のうち受益者要件を充足する者   |
| ⑥ 信託管理人        | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）  |
| ⑦ 信託契約日        | 2017年8月1日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間        | 2017年8月（予定）～2020年8月（予定）                                     |
| ⑨ 議決権行使        | 行使しないものとします。  |
| ⑩ 取得株式の種類      | 当社普通株式  |
| ⑪ 信託への拠出金の上限金額 | 22億円（信託報酬・信託費用を含む）  |
| ⑫ 株式の取得時期      | 2017年8月2日（予定）～2017年10月31日（予定）<br>（2017年9月25日～2017年9月30日を除く） |
| ⑬ 株式の取得方法      | 株式市場より取得  |
| ⑭ 残余財産の帰属権利者   | 当社  |
| ⑮ 残余財産の帰属範囲    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。                      |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。                   |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上